

# 役員および評議員の 報酬等に関する規程

### (目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人四天王寺福祉事業団（以下、「法人」という。）の定款第9条および第24条の規定に基づき、法人の役員および評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいい、評議員と併せて「役員等」という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益、および退職慰労金をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行にともない発生する交通費、宿泊費、およびその他の実費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の報酬等を支給する。ただし、法人の職員を兼務し、給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事 報酬、賞与
- (2) 監事 報酬
- (3) 評議員 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 理事に対する報酬等の額は、別表1-1および1-2の金額を上限とし、理事会において法人の経営状況を勘案のうえ決定して支給する。

- 2 監事に対する報酬は、監事会、理事会または評議員会への出席など、法人の業務にあたった都度、別表2の日額を支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、評議員会への出席など、法人の業務にあたった都度、別表3の日額を支給する。

### (理事報酬の日割り計算)

第5条 新たに理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

### (費用)

第6条 法人は、役員等に対し、職務遂行に際して発生する費用を支給することができる。

- 2 役員等が出張する場合は、法人の出張旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

**(端数の処理)**

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

**(報酬等の支給方法)**

第8条 理事に対する報酬等は、その区分に応じ下記の通り支給する。

(1) 報酬 毎月25日（ただし、該当日が土曜日、日曜日または祝日の場合は、法人の職員給与規程第14条に準じて支給する。）

(2) 賞与 毎年7月および12月

2 監事および評議員に対する報酬は、法人の業務にあたった都度支給する。

**(公表)**

第9条 法人は、この規程を社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(補則)**

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が決定する。

**(改廃)**

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

**(附 則)**

この規程は、平成29年7月1日より施行する。

平成29年 7月 制 定

別表1-1（理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額500,000円
常務理事	月額400,000円

別表1-2（理事の賞与）

7月の賞与	報酬月額×2.5か月分
12月の賞与	報酬月額×2.5か月分

※別表1-1の対象者のみとする。

別表2（監事の報酬）

	日額（税引後）
監事監査への出席	30,000円
上記以外の法人の業務のための出勤	10,000円

別表3（評議員の報酬）

	日額（税引後）
評議員会への出席	5,000円
上記以外の法人の業務のための出勤	10,000円

以上